

お客さま各位

高岡ガス株式会社

消費税法の改正に伴うガス料金改定のお知らせ

日頃より、高岡ガスをお使いいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、当社は消費税法の改正により税率が引き上げられることに伴い、2019年10月1日より、以下のとおりガス料金[※]を改定いたします。

※ガス料金の税抜き価格は変更ございません。

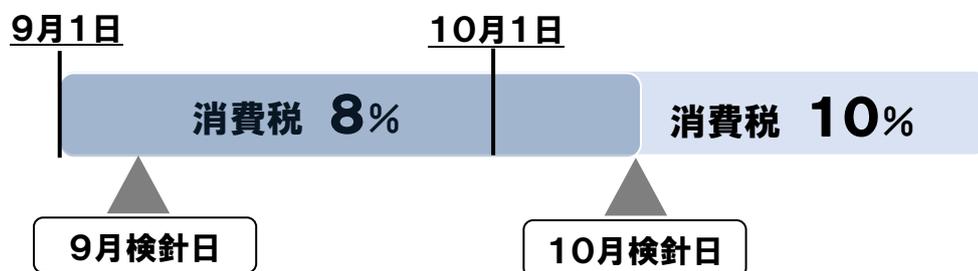
「消費税」の税率引き上げに伴う改定について

消費税法の改正により2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることに伴い、当社は新たな消費税率を反映させていただくため、ガス料金表を見直し、2019年10月分から適用いたします。

ただし、2019年9月30日以前から継続して【ガス小売供給契約】、【家庭用給湯・暖房契約】、【家庭用暖房契約】、【家庭用コージェネレーション・給湯暖房システム契約】、【業務用パッケージ契約】、【小型空調契約】、【空調夏期契約】および【時間帯別B契約】をご契約のお客さまには、「経過措置」として10月検針分のガス料金まで、旧税率（8%）が適用されます。

経過措置とは

2019年9月30日以前から継続してご使用いただいているお客さま



- 2019年10月1日以降、新たにガスのご使用を開始される場合、10月分のガス料金より変更後の税率（10%）が適用されます。

変更後の料金表につきましては、次ページをご覧ください。

ガス料金表

【2019年10月 検針分に適用される料金表】 (円)

(消費税10%)

※ 小売供給料金(ガス小売供給約款料金)料金表

(税込)

契約名	区分	基本料金(1ヵ月当り)	調整単位料金(1m ³ 当り)
小売供給契約 (ガス小売供給約款)	料金表A 0m ³ から25m ³ まで	889.90	231.72
	料金表B 25m ³ をこえる場合	2,408.67	170.96

※ 業務用・空調用(ガス吸収式冷温水器やGHP等)選択約款の料金表

(税込)

契約名	区分	特徴	基本料金(1ヵ月当り)		調整単位料金(1m ³ 当り)			
業務用パッケージ 契約	料金表A 0m ³ から153m ³ まで	ガスメーターの能力が16号以上 且つ供給管の口径が80A以下で ある小中規模の業務用のお客さ ま向け。	8,196.04		133.50			
	料金表B 153m ³ をこえる場合		11,602.01		111.23			
小型空調 契約	第1種 (GHP 11~30HP)	小型空調機器(GHPおよび冷凍 能力105.5kW以下のガス吸収式 の機器)をご利用になるお客さま 向け。	基本料金(1ヵ月当り)		冬期(12~4月)	その他(5~11月)		
	第2種 (GHP 10HP以下)		5,852.00		144.44	133.04		
空調夏期 契約	第1種 (6,825m ³ 以上)	ガス吸収式冷温水機等の 空調用熱源機をご利用になり、 主に夏期にご使用される お客さま向け。	定額基本料金	流量単価	冬期(12~4月)	小売供給料金		
	第2種 (3,640~6,825m ³)		45,650	1,409.67				81.23
	第3種 (3,640m ³ 未満)		8,250	1,291.30				82.69
時間帯別 B契約	第1種 (182,002m ³ 以上)	ボイラー、ガス炉等をご利用 の業務用・産業用のお客さま で、年間を通じてガス設備を 長時間ご使用になられるお 客さま向け。	定額基本料金	流量単価	昼間単価	夜間単価	調整単位料金	
	第2種 (60,515~182,002)		2,420	1,172.93	7.08	2.35	75.70	
	第3種 (60,515m ³ 未満)		107,800	1,495.75	7.08	2.35	84.44	
			23,100	1,495.75	7.08	2.35	95.83	

※ 家庭用選択約款の料金メニュー

(税込)

契約名	特徴	基本料金(1ヵ月当り)	調整単位料金(1m ³ 当り)		
家庭用給湯・ 暖房契約	0m ³ から40m ³ まで	2,408.67	170.96		
	40m ³ をこえる場合	4,704.74	113.53		
家庭用暖房 契約	0m ³ から40m ³ まで	2,408.67	冬期(12~4月)	その他(5~11月)	
	40m ³ をこえる場合	3,704.03	170.96	小売供給料金	
家庭用コージェネレーション契約	エコウィルあるいはガス温水暖房システムをご使用の方	2,475.00	138.57		
			100.70		

● 基準単位料金に対する調整額 : 10.50 円/m³(税込)

(調整単位料金には、原料費調整制度による調整額を毎月適用しています。)

※ 2007年4月1日以降、ガス料金の表示方法は消費税等相当額を含む「税込料金」のみとなります。それに伴いまして、ガス料金は「税込算定方式」となります。